

永楽ゆめの森公園広告募集要項

1. 趣旨

この要項は、永楽ゆめの森公園（以下「公園」という。）の壁面等への広告を有料で掲載することに関して、熊取町広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものです。

2. 申込者の資格要件

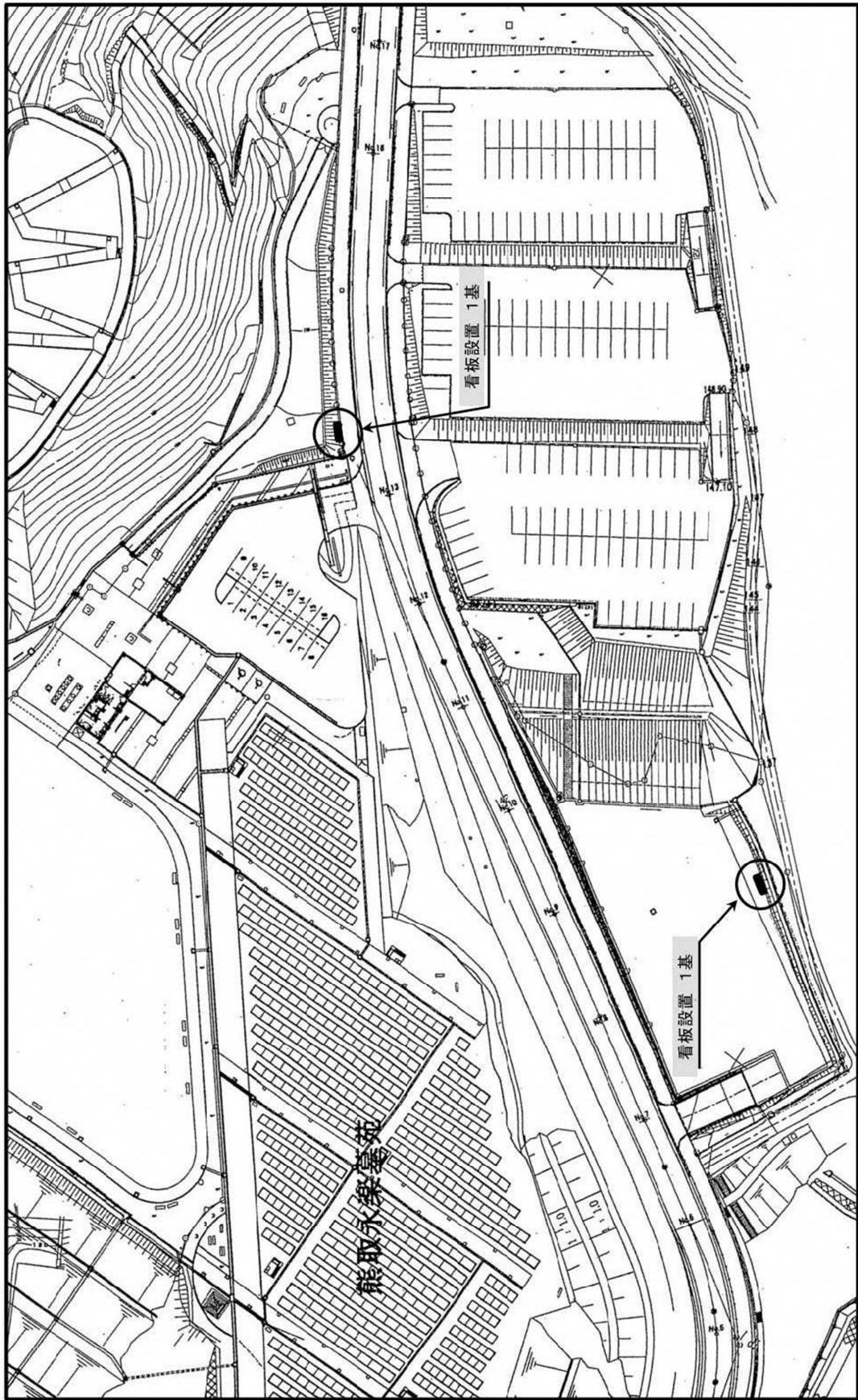
- (1) 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者に該当しないこと
- (2) 国税又は町税の滞納がない者
- (3) 本町の入札に関して参加停止等の措置を受けていない者
- (4) 暴力団排除条例（平成24年熊取町条例第26号）第2条第1号、第2号及び第3号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと

3. 掲載位置、規格、広告掲載料

	掲載位置	寸法 (mm) たて×よこ	掲載月数	広告掲載料 (消費税抜き)	備考
①	スケートボード場	1030×1456 (B0)	1ヵ月	12,000円	
			6ヵ月	64,800円	1割引
②	公園入口横	1030×1456 (B0)	1ヵ月	12,000円	
			6ヵ月	64,800円	1割引

※広告掲載料は、別途消費税を含んだ額で請求させていただきます。

位置图



4. 広告募集期間

募集期間	受付時間
随時募集	午前9時から午後5時まで ※ただし、土曜・日曜・祝日等の 役場閉庁日を除きます。

5. 広告掲載期間

広告掲載期間は、1ヵ月単位とし、6ヵ月を最長とします。

※掲載期間満了日が役場の休日に該当するときは、その翌日をもって満了とします。

例) 令和〇年8月1日(金)～令和〇年2月2日(月)

6ヵ月の契約満了日は1月31日であるが、土曜日のため、役場の
休日にあたるので、2月2日月曜日が満了となります。

※ただし、掲載期間満了3ヶ月前までに広告掲載者より期間延長の申し出があった場合は、協議により期間の延長は可能とします。

6. 申込方法

申込者は、永楽ゆめの森公園広告掲載申込書に所定の事項を記入、押印(実印)のうえ、4ページの提出書類を添えて直接持参または郵送により提出してください。

申込者は、広告枠の中からそれぞれ応募できます。

なお、FAX、電子メールによる提出は受け付けません。

※広告枠1つにつき1つの申請が必要です。選定方法は 先着順 により行います。

くわしくは「12. 広告掲載の決定から契約締結について」をご確認ください。

7. 受付(送付)場所

〒590-0495

大阪府泉南郡熊取町野田一丁目1番1号

熊取町役場 都市整備部 道路公園課(東館2階)

TEL: 072-452-6404(直通)

8. 提出書類

【個人事業主】

	書類の名称	備考
	永楽ゆめの森公園広告掲載申込書	ホームページよりダウンロード可 掲示希望枠1つに1枚必要です。
	誓約書（個人事業主用）	ホームページよりダウンロード可
☆	申込者の事業（会社）概要 （任意様式）	会社名、創業年月日、所在地（本社、 本店、町内事業所、店舗等）、業務 内容、従業員数は必須です。
★・☆	住民票の写し	
☆	営業証明書	開業届提出の市町村発行 発行されない場合はその理由書
★・☆	町内業者：熊取町税に未納がないこ とを証明する書類 町外業者：納税証明書その3の2	直近1年間分
☆	広告原稿案	カラー・A3サイズに縮小したもの

【法人・団体】

	書類の名称	備考
	永楽ゆめの森公園広告掲載申込書	ホームページよりダウンロード可 掲示希望枠1つに1枚必要です。
	誓約書（法人・団体用）	ホームページよりダウンロード可
☆	申込者の事業（会社）概要 （任意様式）	会社名、創業年月日、所在地（本社、 本店、町内事業所、店舗等）、業務 内容、従業員数は必須です。
★・☆	法人：履歴事項証明書（全部） 又は商業登記簿謄本 団体：規約、参加企業、店舗等一覧表	
★・☆	町内業者：熊取町税に未納がないこ とを証明する書類 町外業者：納税証明書その3の3	直近1年間分
☆	広告原稿案	カラー・A3サイズに縮小したもの

※★印の証明書等は、発行後3か月以内に発行したもので、コピー不可。

※☆印の証明書等は、継続申請の際、新規申請時と変更なければ省略可。

9. 留意事項

- (1) 国税の納税証明書の交付請求手続きについては、最寄りの税務署にお問い合わせください。
- (2) 法人税、所得税、消費税又は地方消費税を分納している場合は、納税証明書が交付されないため、資格要件を満たさなくなりますのでご注意ください。
- (3) 提出書類の返却は行いません。
- (4) 提出書類に記載の個人情報の取り扱いについては、広告掲載の決定及び契約締結事務に使用するものとし、正当な理由なく他に知らせ、又は他の目的のためには使用しません。ただし、申込者の資格要件の確認のため、警察当局への照会には使用します。

10. 広告掲載基準

要綱に定めるもののほか、次に該当するものは掲載しません。また、広告掲載中に該当することが判明したときも同様とします。

- (1) 広告の内容は、永楽ゆめの森公園の景観と美観を損なうものでないものとする。
- (2) 広告にイラスト・写真・ロゴ等を使用する場合は、広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）において、著作権や肖像権の確認を行い、著作権料が発生する場合は、広告主の負担とする。

11. 広告制作費等

- (1) 広告の制作費は、広告主が負担するものとする。
- (2) 広告の作成、取付け及び撤去に要する費用は、広告主が負担するものとする。

12. 広告掲載の決定から契約締結について

(1) 決定方法等

- ア 先着順により広告掲載箇所の選定を行い、受付番号を付します。
- イ 複数の広告主から申し込みがあった場合は、広告掲載申し込み日の翌日以降に別途日程調整のうえくじ引きによる抽選を行い、広告主を決定します。
- ウ 申込者から提出書類の受付を行い、提出書類が要綱等に適合しているかどうかの内容審査を行います。

(2) 広告枠の決定通知について

- ア 広告主決定後、申込者に広告枠ごとに永楽ゆめの森公園広告掲載決定通知書により審査の結果を通知します。

※なお、広告枠の空き状況については、随時熊取町ホームページに掲載します。

(3) 契約締結の手続き

ア 【送付書類】

- ①永楽ゆめの森公園広告掲載決定通知書
- ②永楽ゆめの森公園広告掲載契約書 2部
- ③広告掲載料の納入通知書

イ 広告主は、②契約書の「乙」欄に記名押印し、熊取町都市整備部水とみどり課みどりグループへ提出してください。

ウ 広告主は、③納入通知書を町が指定する期日までに納付してください。

エ 広告主は、広告を作成し、掲載日までに熊取町都市整備部水とみどり課みどりグループへ提出してください。なお、広告内容に修正等が必要となった場合は広告主において広告の修正をしていただきます。

13. 広告掲載決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、広告掲載決定を取り消します。なお、広告掲載決定を取り消した場合であっても、広告の製作費用その他一切の費用について補償しません。

- (1) 要綱等に反すると認められるとき
- (2) 広告内容の修正、変更に応じないとき
- (3) 指定する期日までに契約締結の手続きを行わないとき

14. 費用負担

- (1) 広告の制作費、取付け及び撤去に要する費用は、広告主が負担してください。
- (2) 天災、その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に町の責めにおいて広告の破損等が生じた場合は、町が広告を原状に復し、又はその損害を賠償します。
(第三者により広告が盗難された場合や、広告の遺失若しくは破損、経年劣化による色褪せ若しくは剥がれ又は汚損若しくは毀損等の場合は、町は責めを負いません。)

15. 原状回復

- (1) 広告主は、広告掲載期間が満了したとき、又は広告掲載の決定が取り消されたときは、直ちに広告を撤去し、原状に回復していただきます。なお、その際の費用は広告主が負担してください。
- (2) 広告の掲載・撤去等により、施設及び備品等を破損又は毀損した場合は、広告主にその修復費用を負担して頂きます。

16. 広告主の責任

- (1) 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとします。
- (2) 広告主は、広告掲載内容等において第三者に損害を与えた場合は、その責任及び負担において解決してください。第三者に対する損害については、本町はいかなる理由があっても一切その責任を負いません。